

『絶歌』の〈舌禍〉

——「表現の自由」をめぐる——

矢 本 浩 司

要 旨

本稿では、元少年Aという匿名で出版された問題作「絶歌」（二〇一五年六月）について、まず、その問題性や文学性を指摘した。続いて、「表現の自由」をめぐる戦後の主な文学裁判を瞥見しつつ、「表現空間」（及び言論空間）の成立条件を確認した。さらに、言語の記号性に着目して、表現そのもの（あるいは「表現の自由」）を傷つけることなく、著者の創作活動と「絶歌」というテキスト自体への批判の可能性を吟味している。

キーワード 「絶歌」 「表現の自由」 表現空間 言語の記号性

一

『絶歌 神戸連続児童殺傷事件』（以下、『絶歌』と記す）は、二〇一五年六月二八日に太田出版から出版された。著者は、「元少年A」と記されている。内容は、一九九七（平成九）年に神戸で発生した連続児童殺傷事件（注①）の加害者（元少年A）が、事件に至り逮捕

されるまでの経緯を幼少年期の記憶とともに開陳（第一部「名前を失くした日」～「審判」）し、少年院を出てから現在に至る人生・生活の様子（第二部「再び空の下」～「道」）を伝える二部構成となっている。これを文芸のジャンルに当てれば、大きくは「手記」ということになるが、第一部と第二部では、些か様相を異にする。第二部は、感想や修辞は見られるものの、著者の比較的近年（二〇〇四年三月一〇日～二〇一五年春迄）の生活事情を淡々と綴

ったものであり、「手記」と言つて差し支えあるまい。だが、第一部は、約二〇年前の遠い事件と、さらに、それより過去の少年期の思い出について、自分自身や関わつた多くの人々（両親や祖母、被害者、級友、警察、精神鑑定医ら）の表情や発言、当時の気持ちや印象、性衝動について、時には客観的に、時には自らの内面に遡行して、驚くほど克明に微細に記している。著者の優れた記憶力が発揮されているのだから、同時に、時間の彼方に消えた原因と結果との溝を、構成や修辭に気を配りながら〈物語〉によつて埋め合わせる作業が行われているようにも思われる。

現に、「名前を無くした日」という章題から始まるのも、まるで安部公房か誰か他の作家による小説の冒頭をみるようだし、「空と深く接吻した」、「月光の愛液が部屋の中に射し零れ、僕の狂気の潤滑油となった」、「外界の処女膜を破り、夜にダイブした」、「蟬の啼音がさんざめく夏の夜」、「マグカップに落ちた満天の星」など、たくさんの文学的表現や修辭（特に性的な比喩の多様）が織り込まれている。彼が中学校の正門で凶行に及ぶ夜を描いた「GODLESS NIGHT」の章では、「白い月が滲んでいた」、「校舎は朧月夜の闇の中にその輪郭を霞ませていった」、「月の光屑を撒き散らす」、「月の光の切っ先は鑿となつて」、「純白の下弦の月が、夜に喰らいついていた」などの表現が溢れていて、その特徴的な比喩表現の過剰さは、まるで大正末期の新感覚派の文学を読むようだ。この章で注目すべきは、「月」の修辭が多いことだ。月は狂気の象徴で

ある。^(注⑩) 狼男が理性をなくして凶行に走るのは満月の夜であるし、中島敦「山月記」^(注⑪) で人食い虎となつた李徴が哀慘に襲いかかるのも、月夜である。先に連想した新感覚派で言えば、その代表である横光利一は「名月」^(注⑫) をはじめとする多くの作品で、狂気の象徴としての「月」の効果を散りばめている。これらと同様に、『絶歌』では、少年の切斷した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上で、狂気を象徴する「月」が頻繁に書き込まれている。このように、『絶歌』は文学的な性格が強い著述である。なお、『絶歌』の編集に携わつた編集者落合美砂氏はインタビューに応じて、ほとんど著者の書いたとおりで、『絶歌』に修正や削除はないと述べている。^(注⑬)

このような文学的な「作品」である『絶歌』は、初版で一〇万部、その後も版を重ね、一五万部以上の売り上げを記録するベストセラーとなっている。その一方で、無断で出版されたことについて遺族が出版停止を求めて出版社へ抗議し、これを受けた出版社は、遺族の抗議を「重く受け止める」とは言いつつも、『絶歌』の出版は続ける^(注⑭) と表明している。そんな中で、各書店は販売か自肅かの選択を迫られ、各図書館も購入か否か、配架するか否かの判断に迫られ、ますます社会的な反響を呼んでいる。

『絶歌』の本文で、「居場所を求めて彷徨い続けた」著者は、「最後に辿り着いた居場所、自分が自分でいられる安息の地は、自分の中にしかなかった」と述べている。孤独な心境を語る記述だが、そのために否応なく内面へ沈潜（遡行）したことが明かされている。

内面への逆行は、やがて自分自身に「創作」を要請しても不思議ではなく、文学誕生の契機として、ありがちな動機表明だとも取れる。また、次のようにも記されている。

この十一年、沈黙が僕の言葉であり、虚像が僕の実体でした。僕はひたすら声を押しこらし生きてきました。それはすべて自業自得であり、それに対して「辛い」「苦しい」などと口にすることは、僕には許されないと思います。でも、僕は、とうとうそれに耐えられなくなりました。自分の言葉で、自分の想いを語りたい、自分の生の軌跡を形にして遺したい。

引用にある「自業自得」、「僕には許されない」などの記述からわかるように、『絶歌』を書くことは道義上許されないという自覚が著者本人にはある。しかし、その上で、やむにやまれぬ切実な表現への渴望がそれに勝ってしまった、というわけである。別の箇所では、もつとはつきりと、「僕はこの本を書く以外に、もう自分の生を掴みとる手段がありませんでした」とも宣言している。

また、著者は『絶歌』出版を機として開設した自身のホームページに、『絶歌』出版に寄せて」と題する記事を載せている。^(註⑥)記事は一生懸命書いた内面の暴露という主旨だが、「冷酷非情なモンスター」や「少年Aの素顔」、「究極の「少年A本」などの自分(と著書)を紹介する臆面もない文面に、どうしても違和感が生ずるし、更生

できていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてみれば自己顕示欲が勝り過ぎていないか、という疑問や不信任が募らざるを得ない。しかし、『絶歌』という表現物の取り扱い(評価)は、そうした感想とは次元を異にするところだなされねばならない、という思いも同時に起こる。彼は自身のホームページで「僕は、とうとうそれに耐えられなくなりました」と記すが、連鎖的に彼のHPのタイトル「存在の耐えられない透明さ」に目が向く。ミラン・クンデラの小説「存在の耐えられない軽さ」^(註⑦)をもじったタイトルだが、彼は、ついに「耐えられなくなつて」表現するに至つた自分自身という存在は、「透明」だと言っている。

クンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシユに向かってテレサが言い放つ「私にとつて人生は重いものなのに、あなたにとつては軽い。私はその軽さに耐えられない」というセリフに由来するが、ソ連によるチェコへの軍事侵攻による動乱が収束した後に、トマシユとテレサが突発的な交通事故であつさり亡くなったことをも象徴している。クンデラは、大国の思惑や突発的な事故などに翻弄される人間存在の軽重を扱っている。

これに対して、『絶歌』の著者がいう「透明」には、軽重そのものがない。「元少年A」という匿名も、「透明」＝無名性を暗示する。『絶歌』冒頭の「名前を失くした日」で、著者自身、「僕はもはや血の通つたひとり人間ではなく、無機質な「記号」となった」と記している。神戸の事件以後、彼は少年Aとなり、少年院を退院後は

改姓して生活し、現在は『絶歌』の作者「元少年A」^(主語)となった。他
の誰でもない単独の存在である証しとして「固有名」を外すことが
できないとすれば、^(主語)彼には自己の存在を実感的に規定する根拠がな
い。そうした存在実感（生きていくという実感）のない「透明」な
存在は、自分をあらゆる倫理や道徳の価値規範から遠ざけて、「透明」
＝ニュートラル＝無責任な立場に自己を隠遁することもできよう。
そうであるなら、更生云々の以前に、そもそも三三歳の人間として
現実を引き受ける能力や自覚に欠落があると断じざるを得ない。

クンデラの小説の題が暗示する存在の軽重は、人間存在としての
実感や手触りや温もりに置き換えてもよいが、『絶歌』の著者は、
そういう温かみや存在の実感が希薄というより透明、つまり「無い」。
しかも、彼はそのことに「耐えられない」と言っているわけである。
あくまで自己をニュートラルと信じる彼が、「透明」な存在に着色
を施す（つまり、温もりや実感を持つ）ためには、観念的で身勝手
ではあるが、リアルな手触り（生）を実感できる殺人やそれに伴う
性欲の処理（肉感としての恍惚感）に突き進んでしまった、と推論
することもできる。『絶歌』の終章「道」で、著者は自分の好きな
色が赤と白であり、赤は「生理の血液の色」で、白は「精液の色」
を喚起し、どちらも「生命の色」だと述べている。自己の存在の「透
明」を暗示的な赤と白の色で染め上げることできている実感を獲
得したい、そうした思考として把握することができる。

かつて連続児童殺傷事件を起こした「透明」な少年Aは、少年法

によって保護された。そのこと自体に疑問は挟まないが、今なお「透
明」である（と信じる）同一人物によって書かれた『絶歌』という
書物が、今度は憲法第二一条「表現の自由」によって保障されるの
だろうか。

二

『絶歌』出版に対するさまざま批判に対して、映画監督の森達
也氏は、次のように述べている。^(主語)

被害者遺族が「手記を出版されたくない」と感じるのは当たり
前だが「出版をやめさせて本を回収すべきだ」という意見に対し
ては言論や表現を封殺してよいのかとの疑問を感じる。論理も大
事だと訴えたい。禁書や焚書を生む社会が個人に優しい社会とは
思えない。出版に際し遺族の了解を得るべきだったとの意見もあ
るが、「そうすべきだった」とは言いたくない。遺族の事前了承
を出版が必要とする社会ルールにすれば、加害者の経験や思いが
ブラックボックスに入ってしまう可能性がある。「意味のある本
だから出版されるべきだ」ではなく、「多くの人が納得できる意
味づけがなければ出版されるべきではない」という空気が強まる
ことが心配。

ことは「表現の自由」に関わる。「表現の自由」は最大限に尊重されるべきであり、森達也氏の見解は、ひとまず全面的に支持されるべきものである。しかし、それでもなお、『絶歌』の出版については、違和感が残る。「表現の自由」というポリテイカルコレクトネスな言葉を発することで、一つ一つの事例が孕む固有の問題の検討がおざなりになりはしないか。もっと言えば、「表現の自由」という錦の御旗を前にして、思考停止に陥ってはいないだろうか。もしそうなら、思考停止や判断停止による害はないのだろうか。「表現の自由」の聖性が全てを無条件に包みこんでしまうことへの違和感もあるのだ。こうした違和感に対して、感情的にはなく、論理的に詰め寄ることはできないだろうか。

そこで、これまでに「表現の自由」をめぐる社会問題となった事件について、最も論理が重んじられる司法の場でのように裁かれてきたのかを眺望してみよう。

表現の自由が焦点となった事件として、真つ先に思い出されるのは、チャタレイ事件であろうか。伊藤整が訳したD・H・ロレンス「チャタレイ夫人の恋人」の性描写がわいせつ物頒布罪に当たるか否かが問われた事件である。伊藤整と版元の小山書店は、表現の自由を盾にして争った。一九五一年に始まった裁判は一番で無罪、二審で有罪となって最高裁まで争われ、一九五七年に結審したが、結果として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、最高裁は、「公共の福祉」を持ち出して、伊藤整らの上告を棄却し

た。^(注8)最高裁は伊藤整の訳書を猥褻文書として認め、「性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなすことに疑問の余地はない」とし、「その出版を公共の福祉に違反するものと断じた。注目すべきは、「表現の自由」は、「公共の福祉」の制約を受けるという判断である(A)。チャタレイ事件からは、このことを押さえておこう。

次に、「悪徳の栄え」事件の判決をみてみよう。この裁判では、澁澤竜彦が訳したマルキ・ド・サド「悪徳の栄え」の性描写がわいせつ物頒布罪に当たるか否かが問われた。^(注9)最高裁は、「芸術的・思想的価値のある文書であっても、猥褻の文書としての取り扱いを免れることはできない」として、澁澤及び版元の現代思潮社社長の上告を棄却し、澁澤らの罰金刑が確定した。この裁判で注目すべきは、裁判官たちの反対意見の方である。

田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サドの研究者として知られ、その研究者としての立場で、本件抄訳をなしたものと推奨され、そこに好色心をそるることに焦点をあわせて抄訳を試みたとみるべき証跡はなく」と述べている。所謂相対的猥褻観が示されていることは判例としては重要だが、ここでは、性描写についての「作者の意図」を尊重し(B)、「研究者」の良識に注目して、それを信頼した(C)意見であることを押さえておく。また、色川幸太郎裁判官は、反対意見として「憲法二一条にいう表現の自由が、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないで

あろう」、「憲法上保障されていないと解すべきでない」、「表現の自由は他者への伝達を前提とするのであって、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となる」と述べた。この反対意見からは、「知る権利」(D)に触れたことと、「表現の自由」が他者を前提として成立する(E)という点を押さえておこう。

続いて、「四畳半襖の下張」事件の判決をみておこう。この事件では、永井荷風作の春本と見られている「四畳半襖の下張」を雑誌に掲載した野坂昭如らが、わいせつ文書販売罪に問われた。この裁判で、栗本一夫裁判長は「その時代の健全な社会通念に照らして、それが徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を書し、善良な性的道義観念に反するものといえるか否かで決すべき」と述べた。ここでは、「その時代の健全な社会通念」を押さえておこう(F)。

さらに、「岐阜県青少年保護条例」事件をみておくと、この事件は、全国で制定された青少年保護育成条例によって有害図書に指定された書籍等について、「知る権利」を制限しているか否かが問われた裁判である。最高裁では、有害図書は「青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっていると言つてよい」と述べられ、条例の合憲が確認されている。ここでは、「社会共通の認識」(G)を押さえておく。

事例が連鎖的に猥褻をめぐる事件に集中してしまったので、三島由紀夫「宴のあと」事件にも触れておこう。この裁判は、三島の小

説「宴のあと」に描かれた内容が、実在の人物のプライバシーの侵害に当たるか、それとも小説家の「表現の自由」が保障されるかが問われた。結果として、最高裁は、プライバシーによって「表現の自由」は規制されるという判断を下した。判決を受けて三島由紀夫は、自作「宴のあと」を称揚し、「コモンセンス」(H)の上で誇れるものだとコメントした。

三

それでは、これまでに列記した文学上の事件の判例を参考に、あらためて「表現の自由」について考えてみよう。

日本国憲法第二一条の条文に、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあることからわかるように、「表現の自由」は、「言論の自由」を含む。この言論の自由は、何でも好きなことが言えるという権利ではない。というのも、言論の自由は、「言」の自由ではなくて、「言論」だからである。『日本国語大辞典』の「言論」の項を引けば、「思想や意見を論ずること」と記されている。他の辞書類にも凡そ同様の意味のことが記されているが、『広辞苑』は、一步踏み込んで、「言葉や文章によって思想を発表して論じること。またその意見」としている。つまり、「言論の自由」は、一定の思想や意見を「発表」し、「論ずる」自由のことである。「発表」し、「論じる」ためには、相手が必要であ

る。相手がなければ発表できないし、論じることもできない。畢竟、相手がいないと成立しないのが「言論の自由」なのである。「言」の自由であれば、単に言うだけなので、「好き」でも「嫌い」でも、どのようなヘイトスピーチでも自由に言えることになるし、別に相手が存在しなくても（意見を戦わせなくても）かまわない。好き勝手に言えばよいことになる。しかし、憲法が保障するのは、「言」ではなくて、「言論」の自由である。「言論」なのだから、その発言や記述（発表し、論じること）には、想定した相手に向けた伝達するに足る思想や意見が求められることになる。単純な憎悪の言葉や脊髓反射的な単発の叫びは、「言論の自由」の埒外になる。「論じる」というのは、相手がいて、その相手（他者）との間で成立するコミュニケーション行為である。したがって、言論の自由とは、コミュニケーション行為が他者との間で成立する前提（暗黙の約束や同意の回路）があつて初めて発動される。一方的に感情を言葉に乗せて浴びせたり、他者の言論を無視したり、他者との間に自分の思想や意見を論じるためのコミュニケーション空間を成立させる努力を怠る者は、そもそも「言論の自由」の埒外にいる、ということになる。

「表現の自由」にもそれが同じことが言えるはずだ。「悪徳の栄え」事件では、裁判官の反対意見に「表現の自由は他者への伝達を前提とする」（E）とあつた。表現の自由は、表現者が他者へ向かつて表現し、それを他者が享受するという表現のコミュニケーション空間（以後、これを表現空間と呼ぶ）が成立しないと發揮されまい。

たとえば、演劇の舞台は、演者と観客との間に（一定の）表現空間が成立している。劇場が物理的に規定する表現空間内においては、何びとであつても自由な表現が可能である。しかし、ひとたび劇場を離れて、公道や学校や他人の家で上演する＝表現することはゆるされない。それは、表現者の側が表現空間を成立させるための努力をしていないからであるし、表現を享受する側も表現空間の成立に同意していないからだ。表現空間の外では、いかなる言動も（たとえそれに芸術的な価値があつたとしても）、憲法が保障する「表現の自由」や「言論の自由」の埒外になるわけだ。また、表現空間と言つても、それは物理的な空間とは限らないし、無限に広大な空間ではない。ある表現空間内で表現される表現の範囲については、その表現空間を成立させているその時々メンバー（表現者と観客、主催者、出版社、施設提供者等）の間で決められる。

それでは、あらためて「表現の自由」が焦点となつた文学裁判の結果を見直してみよう。「チャタレイ夫人の恋人」事件（A）では、「表現の自由」は、「公共の福祉」の制約を受けるとされた。この「公共の福祉」というのが、表現空間で言えば、その境界線ということになる。「公共の福祉」に反するということは、表現空間の境界を表現者が一方的に突破した、ということを意味する。もつとも、時代によって人間の価値観は変化するのだから、「公共の福祉」（A）や「健全な社会通念」（F）、「社会共通の認識」（G）、「コモンセンス」（H）、「国民全体の共同利益」（I）も変化する（連動して表現

空間も流動する。一審から最高裁判決までの間に判決が覆ることもあるし、最高裁の判決であっても裁判官から複数の反対意見が出ることもある。(A)、(F)、(G)、(H)、(I)は、決して固定的な揺るぎない価値ではなく、流動するのである。現に、猥褻と「表現の自由」が争われた「愛のコリーダ」事件のときは、最高裁で大島渚ら被告側が無罪となったが、「愛のコリーダ」(出版物含)に見える性表現は、「チャタレイ夫人の恋人」をはるかに凌ぐ露骨なものであった。「四畳半襖の下張」事件でも、東京高等裁判所は判決理由で「チャタレイ夫人」や「悪徳の栄え」について触れ、「現時点においてなおいせつと断定されるかどうかについては多大の疑問がある」と述べている。

「悪徳の栄え」事件で裁判官の反対意見として挙げた「作者の意図」(B)や「他者との間で成立する」(E)は、表現空間が複数の人間同士、表現者(作者)と享受者(読者)との間で成立することを示し、「研究者の良識」(C)への言及は、「作者の意図」(B)と合わせて、表現を享受する側からの表現者への信用や敬意の必要を示唆するものとされる。このことは、表現空間を成立させるには、表現者と他者との間で相互承認が必要であるということを物語っている。さらに、「悪徳の栄え」裁判で同じく裁判官の反対意見として挙げた「知る権利」(D)は、表現の享受側による表現空間への関わり方を示すが、表現空間は表現者と観客(表現の受け手)との間で成立するのだから、表現空間の外では無論「知る権利」は存

在しない。

表現空間の境界(つまり、公共の福祉や社会通念など)を攻めるのは表現者の芸術上の使命かもしれないが、攻撃に勇み過ぎては、ひとりで表現空間の埒外へ抜け出てしまい、誰も評価も認知もしてくれないどころか、捕まって処罰されることもある。中には、自分の表現に遅れて後から時代が追いつくはずだと信じて、ひとりで突破する単独の表現者もいるだろうが、そういう表現者は、自分の死後の未来に表現空間が成立すると信じている。三島由紀夫が「宴のあと」に「コモンセンス」(H)を確信する発言をしたように^(註)。

表現というのは、ある意味で表現空間の境界を変質させるための戦いだ。それは、自分の表現を他者に認めさせる戦いでもある。戦い方は各人が選択する。表現空間内の構成メンバーに同意を得ながら、じりじりと境界を押し広げていく者もいるだろうし、未来の理解者を信じて境界に突撃を加える者もいる。突破しても永遠に認められない者もいれば、その攻撃(功績)が表現空間の構成メンバーに広く受け入れられて、表現空間を変化させるのに成功する者もいる。それに助力する者もいる(研究者や批評家や編集者やパトロンやファンなど)。

『絶歌』の場合はどうか。『絶歌』は、じりじりと境界へ肉迫したわけではなく、突然、表現空間の境界に挑戦状を叩きつけたようなカタチで出現したが、私は、表現空間は成立しないと思う。なぜなら、理由は簡明で、遺族の同意がないからだ。遺族は、その表現内

容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客（読者）として想定されねばならない。その第一の客である遺族の同意が取り付けられていないのだから、表現空間は形成されない。もつと言えば、彼に殺害された全くの私人である児童たちは、勝手に主要登場人物として実名で配役されて、演者（少年A）の表現の一部（大部分）に組み込まれ、望んでもいないのに残忍なやり口で殺される。当人たちも同意もなく私人としての実名を一方的に公表すること自体がプライバシーの侵害にあたることも含め、事件と表現行為全体に、死者たちは一度たりとも同意していない。死者たちは永遠に沈黙しており、この点でも、表現空間は絶対に成立しない。

『絶歌』の著者は、死者や遺族の実名を本文に書き込んでいるが、一方で、著者自身の実名は書き込んでいない。自己を「透明」と規定していたとしても、それはフェアではない。「知る権利」(D)は「知りたくない（知られたくない）権利」とセットであろう。公共の福祉や社会通念の形成集団（不特定多数の集団）が、ある表現について知りたくないとするれば、自由に表現する表現空間は成立しない。路上を全裸で歩いてそれをアートだと主張しても、その者の裸など見たくない（知りたくない）という他者の権利を侵害しては、逮捕されるのが道理だ。さらに言うと、表現者には表現する¹¹「知らせる」権利があるのだから、それとセットで「知らせない権利」がある。だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺された児童や遺族にも「知る権利」と同様に、事件の詳細を「知らせな

い権利」がある。この権利は、表現空間を成立するにあたり、真つ先に尊重して組み込まねばならないはずだ。要するに、表現空間を構成する人々の基本的な権利を尊重し、同意があるのでなければ、表現空間は成立しないのだ。

四

記号論の立場からすれば、あらゆる表現は記号（シーニュ、*signe*）である。ソシュールは、シニフィアン（記号表現、能記、*signifiant*）とシニフィエ（記号内容、所記、*signifié*）を対とするものが記号であるとし、文字や音声や身振りなどで表された部分（意味するもの）をシニフィアンとし、内容に相当する部分（意味されるもの）をシニフィエとした。なお、シニフィアンとシニフィエは恣意的に結ばれていて、両者の関係に必然性はないし、記号の価値は、他の記号との差異によって相対的・流動的（共時的・通時的）に決まる。

シニフィアンが必然的に見えるのは、特定の言語規則を相互に承認し合う言語集団内にいるために自明と見えてしまうからに過ぎず、ひとたびその言語集団を離れてしまえば、自分が用いていたシニフィアンは他では全く通じないことが目の当たりにわかる。

ある表現体（文学作品）を一つの記号と看做せば、その記号の意味（価値）は、差異の中で相対的・流動的に決定するのだから、猥

要描写と「表現の自由」をめぐる判決が揺れ動くのも記号的には当然のことである。文学裁判で焦点となる「公共の福祉」や「社会通念」などの概念は、恣意的な記号の価値が差異の中で決まるといふ記号の体系を言い換えたものとして捉えられる。

『絶歌』という特定の表現体を一つの記号と把握してみると、『絶歌』に綴られている文字や構成や本の厚みや紙質や、著者名・出版社名・料金表示などの全ての集合（パラテキスト）がシニフィアンであり、それらのシニフィアンと結び付けられている表現内容（書かれていた内容、意味されるもの）がシニフィエである。無論、『絶歌』のシニフィエとシニフィアンとは必然的に結びついているわけではない。著者が殺害した児童や遺族の固有名を表記する文字を含んだシニフィアンをシニフィエに対応させようと目論んでも、シニフィカシオン（シニフィエとシニフィアンとの関係、signification）の恣意性という特性からは逃れられない。シニフィエとして意味される内容それ自体は、シニフィアンが定まらない限り、名指されることとはなく、ただそのまま投げ出されているだけのレファラン（指示対象、referent）となる。シニフィエは、名指されなければ（対応するシニフィアンが特定されなければ）、価値付けや意味付与自体がほとんど不可能となるわけだ（価値付ける文字も音声も定まらないのだから）。

「表現の自由」に関係させて言えば、シニフィエには表現としての罪は何もなく、それは、ただ名指されもせずレファランとして

放り出されているだけである。それに対して、シニフィアンは「表現の自由」に関係する。自由に表現するために、シニフィアンとシニフィエとの関係の恣意性がある程度関係付ける（必然的と思わせる）シニフィカシオンが存在しなければならない。それが存在しなければ、（明確な）シニフィアンも存在し得ず、表現をどうにかする（「表現の自由」を行使する）こと自体が不可能となる。たとえば、永山則夫の文芸家協会入会拒否事件^{注6}では、死刑囚の永山則夫が文芸家協会の入会を拒絶されたことに抗議して、中上健次、柄谷行人、筒井康隆らが協会を脱退した。やや単純化してみると、永山の小説という表現体を一つの記号として見た場合、そのシニフィエ（小説自体）に罪はないと考えた者が協会を脱退し、死刑囚という属性を含むシニフィアンとしての表現行為に同意できなかった者が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言える。

「表現の自由」は最も尊重される至高の権利であるが、それと同等に、「表現そのもの」（レファラン）も尊重されなければならない。仮に表現者（著者）に罪があったとしても、「表現そのもの」には何の罪もない。人間の自由や権利と同等に、（誰が生んだものであるにせよ）人間が生んだ表現それ自体は決して否定されない（子どもに罪がないのと同じように）。そうであるなら、『絶歌』のシニフィエに当たる表現内容そのものは如何なる理由によっても抑圧されず、無傷でその存在が保障されねばならない。しかし、シニフィアンに当たる表現行為については、そもそもシニフィエと恣意的な関

係であるのだから、シニフィエと切り離して考えることが可能なのではあるまいか。

著者が遺族に無断で出版したことや彼のHPなども『絶歌』というテキストのパラテキストであると見なせば、著者の（記号的な）パフォーマンズもシニフィアンの一部として批判対象に据えることが可能だろう。つまり、被害者およびその遺族に無断で殺人の事実を克明に記すというパフォーマンスを、テキストを生成するシニフィアンの一面（パラテキスト）としてあらためて捉え直してみるとどうか、ということだ。私自身を含め、同じ言語規則の運用集団に生きる者として、シニフィカシオンにおける両面の恣意性に乗じ、シニフィアンの一方的な押し付けや身勝手な存在理由を必然性に歪曲しようとする著者の企みに抗し、彼の意図する必然性への同意を拒み続けることが重要なのではあるまいか。それこそが「表現そのもの」（レファラン）とシニフィエ（意味されるもの）を傷つけることなく「表現（の自由）」を尊重した上で、『絶歌』の表現行為を批判し得る有効な磁場なのではあるまいか。表現空間を共有する人々にとって、恣意的なシニフィアンが必然的なものとして承認されなければ、シニフィエが価値判断の俎上にのぼることは永遠にないのだから。

注

注① 一九九七（平成九）年に兵庫県神戸市須磨区で発生した当時一四歳の中学生による児童連続殺傷事件。児童二名が死亡し、三名が

重軽傷を負った。猟奇的な殺害方法や加害者の警察・社会への挑戦的な意思表示などと合わせて、社会に衝撃を与えた。なお、『絶歌』の発行日である六月二十八日は、一九九七年に元少年Aが逮捕された日と同日である（実際の発売は六月一日）。

注② 月はラテン語で Luna だが、その派生語である lunacy には狂気の沙汰、lunatic には狂人や狂気という意味があり、月と狂気は密接に関係する。

注③ 『文学界』、一九四二年。

注④ 『文藝春秋』「附録新読物」、一九二八年一月。

注⑤ 落合美砂氏は、百万部のミリオンセラーを叩き出した鶴見済著『完全自殺マニュアル』（一九九三年七月、太田出版）の編集も手がけた。『完全自殺マニュアル』もその内容から社会的反響を呼んだ。

注⑥ 「神戸連続殺傷事件「元少年A」はなぜ手記を出したのか？ 太田出版・編集担当者に聞く」（弁護士ドットコム）二〇一五年六月一三日）参照。
https://www.bengo4.com/other/1146/1307/n_3240/

注⑦ 発行元の太田出版は、『絶歌』について、「私たちは、出版を継続し、本書の内容が多くの方に読まれることにより、少年犯罪発生 の背景を理解することに役立つと確信しております」と自社のホームページで宣言している。
<http://ohatabooks.com/press/2015/06/17104800.html>

注⑧ <http://www.sonzaiotherarenaionetisa.biz/>

注⑨ 一九八四年刊。脳外科医トマシユ、写真家志望のテレサ、画家サビーナの間の三角関係、ソ連のチェコ侵攻の動乱を描いている。

注⑩ 『絶歌』の著者は元少年Aとされているが、彼のHPを見る限り、現在のところ（一〇月）は、自身のことを「元少年A」ではなくて「少年A」と自称している。存在の「透明」度は一四歳のまかもしれない。

注⑩ 柄谷行人『探究Ⅱ』「固有名をめぐって」(一九八九年、講談社)参照。

とりわけ、柄谷が「あるものの単独性、われわれがそれを固有名で呼ぶかぎりでのみ出現する」、「固有名は、単に個体に対する命名ではない。それは「個体」をどうみろにかかわっている」、「歴史的であることは、固有名と関係している」などと述べている点が示唆に富む。

注⑪ 『朝日新聞』デジタル記事、二〇一五年六月二二日。

注⑫ 一九五七年三月二三日最高裁判所大法廷判決。最高裁判所判例「狼藝文書販売被告事件」事件番号「昭和二八(あ)一七二三」。

注⑬ 一九六九年一〇月一五日最高裁判所大法廷判決。「最高裁判所判例百選」参照。

注⑭ 『月刊面白半分』一九七二年七月号に掲載。一九八〇年一月二八日最高裁判所第二小法廷判決。被告人側は、丸谷才一を特別弁護人とし、有吉佐和子、石川淳、五木寛之、井上ひさし、開高健、金井美恵子、田村隆一、中村光夫、吉行淳之介ら文学者が次々と証人に立って話題となったが、上告は棄却され、編集長の野坂昭如と株式会社面白半分社長佐藤喜尚の罰金刑が確定した。丸谷才一編『作家の証言 四畳半襖の下張裁判』(一九七九年一〇月二〇日、朝日新聞社)に詳しい。

注⑮ 一九八九年九月一九日最高裁判所第三小法廷判決。『刑集四三巻八号』参照。

注⑯ 告発された三島由紀夫は、「宴のあと」について、「芸術作品としても、言論の節度の点からも、コモンセンスの点からも、あらゆる点で私はこの作品に自信を持っている」(『朝日新聞』、一九六一年三月一四日)。なお、『絶歌』に記された著者の心情や行動の推移は、三島由紀夫「仮面の告白」(一九四九年)における主人公の生い立ちからの軌跡(性的異常、同性愛、解剖、告白…)と平仄を合わせている。三島の小説における〈仮面〉の告白が、『絶歌』

では、「少年A」という匿名(＝仮面)の告白である。

注⑰ 『日本国語大辞典』(小学館)は一九七九年一月発行の初版に、『広辞苑』(岩波書店)は二〇〇八年一月発行の第六版による。なお、『大辞林』(一九八八年一月発行、三省堂)には、「意見や思想を公表すること」とあるが、「公表」も(公的に)相手が存在しないと成り立たない。

注⑱ 日仏合作映画。一九七六年公開。監督は大島渚。主演は藤竜也、松田英子。この作品の脚本とスチル写真を掲載した単行本『愛のコリーダ』がわいせつ物頒布罪に当たるか否かが裁判で争われたが、被告側は無罪となった(東京高裁事件番号「昭五四(う)二五三一号」)。

注⑲ とは言え、後に三島由紀夫は自衛隊を前に割腹自殺を遂げてしまふのだが…。

注⑳ 連続射殺事件で四人を殺害した永山則夫死刑囚は、獄中で書いた小説が認められ、『木橋』で第一九回新日本文学賞受賞)、文芸家協会入会を申し込んだが、入会を拒否された。これに抗議して、中上健次たちが協会を脱会した。なお、少年Aが逮捕された(一九九七年六月二八日)直後の一九九七年八月一日に永山則夫の死刑が執行された。

以上